## 平成30年度宮崎地方・家庭裁判所委員会(第1回)における議事概要

- 1 開催日時 平成30年5月18日(金)午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 場 所 宮崎地方・家庭裁判所大会議室
- 3 出席者(委員別,50音順)

(地裁委員) 赤木幸子(家裁委員兼務),五十嵐章裕,海野由憲(家裁委員兼務),大迫敏輝,杉田千香子,永井裕之(家裁委員兼務),新名博徳,西山昌彦(家裁委員兼務),早川幸延(家裁委員兼務),日髙和子,二見教隆,渡辺吏(家裁委員兼務)

(家裁委員) 新宮智之,松田公利,三好泰廣,吉田建世

(列席者) 地家裁事務局長,民事首席書記官,刑事首席書記官,首席家庭裁判所 調査官,家裁首席書記官,次席家庭裁判所調査官,家裁訟廷管理官

(庶務担当者) 地裁総務課長, 家裁総務課長

- 4 議事(□:委員長,△:学識経験者,◎法曹委員,◇:裁判所)
  - (1) 委員長の選任

地方裁判所委員会規則6条1項及び家庭裁判所委員会規則6条1項に基づき,永井裕之委員が宮崎地方裁判所委員会及び宮崎家庭裁判所委員会の委員長に選任された。

(2) 委員長代理の指名

委員長が地裁委員会の委員長代理として五十嵐章裕委員を,家裁委員会の委員長代理として新宮智之委員を,それぞれ指名した。

- (3) 意見交換
  - ・裁判所の担当者において「家庭裁判所における子どもを巡る紛争について」に関する 説明や児童室見学などを行った。
  - 意見交換
  - □ 本日の裁判所の説明や児童室見学等について御質問や御意見,御感想などを自由に 発言していただきたい。
  - △ 実際の面会交流事件では、色々な事情により親同士が連絡を取り合うことが難しい ことが多く、調停委員として子どもの受け渡し方法や親同士の連絡調整の問題などで 調停をどう進めるべきか迷うことも多い。
  - ◇ 児童室見学の際に、交流場面調査がどの程度の割合で行われるのかという質問があったが、父母への働きかけや子どもの心情等を調査した上で両親にお伝えすることで面会交流が実現できることが多いので、交流場面調査を行う割合としてはそう多くはない。
  - ◇ 家裁の中では、純粋な面会交流事件だけではなく、他の調停事件の中で面会交流について調整する場面も多く、実際にそのような事件において交流場面調査を行う可能性もある。また、児童室を使った交流場面調査は、あくまで調査なので、試行的に何度も児童室を使って親子を会わせることは前提としておらず、原則として1回だけ行うことが多い。
  - △ 親ガイダンスの効果について説明していただいたことは理解できるが、実際にどの 程度の効果があるのかについて、もっと詳細な説明を聞きたい。

- ◇ 親ガイダンスは、基本的な考え方を理解してもらうことに意義があると考えており、その後の面会交流等の話をする際に子どもの立場を考える方向に持っていきやすいように感じている。さらに必要があれば家裁調査官から事案に応じた説明を行っている。
- △ 裁判所で紛争になってから親ガイダンスや交流場面調査を行う以前に、予防になる ような活動を行う必要があるのではないか。
- ◇ 裁判所に事件が係属した時点で紛争がかなり激化していることが多いことや裁判所 が関わるのが離婚全体の1割程度ということもあり、予防となると実際は難しい。
- △ 調停委員の立場から見ると、以前親ガイダンス等がなかったころは、子どもに関する調整が難しかった。家裁調査官から親ガイダンスをしてもらえるようになって、親が子どもに真摯に向き合うようになり、調停もしやすくなったと感じている。
- △ 私も調停委員を務めてみて、親権が問題になると子どもの取り合いになることが多く、子どもが一番傷つくのを見てきた。しかし、家裁調査官に親ガイダンスをしてもらうようになってからは、子どもが深く傷つかずに親権や面会交流について話し合える事案が増えたように感じている。
- □ 裁判所で親ガイダンスや交流場面調査等を行って調停が成立しても、調停成立後に面会交流がうまくいかない場合に裁判所が物理的なアシストを行うことが難しい。裁判所外で両親の連絡調整や子どもの受け渡し、面会交流の見守り等について物理的なアシストができる機関があると調停成立後も面会交流がより継続しやすくなると感じるが、本県には現在そういった機関がない。そこで意見やアイデアがあれば伺いたい。
- △ 市でも離婚を考えている方や母子父子家庭の方から相談を受けるが、面会交流まで話が行かず、経済的な支援についての相談が大多数を占める。裁判所が見た事案で、 実際に行政が関わった事案があれば教えていただきたい。
- ◇ 子どもの受け渡しについて、一時的に子どもを預かるサービスを利用して子どもの 受け渡しを行う方法などを行政機関に相談した事例や雨の日でも面会交流が行える場 所を紹介してもらって利用した事例等がある。
- △ 駐車場もあり、天候に関係なく利用でき、授乳室や子どもが遊ぶ場所も完備されている行政の施設があり、私たちはそこが面会交流には一番適していると思い、お願いにも行ったことがあるが、面会交流の場所として提供することは厳しいという回答だった。そういった場所を提供してもらえると物理的なアシストもしやすいのではないか。
- △ 確かにそのような施設はあるが、複雑なタイプの面会交流を実現するための施設ではないから、そのような目的で利用するためには、責任の所在等について不安が大きく、現時点ではそういった利用は難しいのではないか。
- □ より実効的な面会交流を行うためには、子どもの受け渡しを別の機関が行って、場所を別の機関が提供するなど複数の機関が関わって面会交流を実現できるような環境も考えられる。今後も色々な情報を教えていただけるとありがたい。

## 5 次回予定

・委員長:次回のテーマについて、特に意見等がなければ「裁判所職員の採用広報につい

て」を議題とすることはいかがか。

- 全員:了承
- · 次回委員会: 平成30年11月16日(金)午後1時30分